

有識者の有効活用を図るための官学連携ネットワークについて*

An introduction of the network that academic society set up
in cooperation with the administration for effective use of specialists *

加藤哲男**

By Tetsuo KATO**

1. はじめに

平成の市町村合併や地方分権の推進に伴い、地域自立した都市計画行政を進めるためには、有識者の支援を得ることが不可欠である。しかしながら、自らの自治体における課題解決にふさわしい有識者から常に支援を得られる訳ではない。

こうしたなかで、中部7県（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）のエリアを対象として、都市計画に関する有識者の活用ネットワーク「まちづくりプラットフォーム」が2007年10月から運用を開始した。このネットワークは、中部7県の全市町村が利用可能であり、その運用にあたっては学術団体と中部7県3政令市の都市計画部局および都市計画関連公益法人が協働参加している。

本稿は、このネットワーク組織設立までの過程および中部7県の行政職員の意識を考察し、有識者の有効活用の方向性と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 官学連携交流組織の設立経緯

(1) 官学連携の始まり

中部7県は1990年10月に発足した日本都市計画学会中部支部のエリアであり、1995年10月に支部設立5周年を記念して発行された「まちづくり21世紀の挑戦 - 中部の都市計画・歴史と展望」の編集にあたっては長野県を加えた8県と名古屋市の行政関係者が参加し、文字通り官学連携によって記念出版が行われた。そして2006年3月には支部設立15周年記念として中部7県のエリアにおける「幻の都市計画」が産官学の連携で出版されている。

(2) 官学連携研究会の設立

日本都市計画学会中部支部の都市計画専門家データベース小委員会では中部地方の大学等の研究者リストを作成し、中部地方の自治体からの問合せに応えようとしてきたが、データの更新が不十分なため必ずしも有用な情報とはなっていなかった。その状況を改善することを目的として中部7県に名古屋市・静岡市を加えた9つの

*キーワード：有識者、有効活用、官学連携ネットワーク

**正員、博(工)、名古屋産業大学環境情報ビジネス学部

(〒488-8711 尾張旭市新居町3255-5、TEL:0561-55-5101、

E-Mail:t-kato@nagoya-su.ac.jp)

表 - 1 官学連携研究会の開催経緯

回数	開催日	討議内容
第1回	2005.10.21	地方分権型都市計画実態調査報告 都市計画における官学連携講習会の企画
第2回	2006.7.28	まちづくりプラットフォームの企画案提示 市町村都市計画行政セミナー報告
第3回	2007.3.27 (東海4県)	まちづくりプラットフォーム設置の意見交換 まちづくり専門家派遣制度の紹介
第4回	2007.4.23 (北陸3県)	まちづくりプラットフォーム設置の意見交換 まちづくり専門家派遣制度の紹介
第5回	2007.10.19	まちづくりプラットフォーム運用開始の確認 有識者有効活用意識調査(公務員対象)協議
第6回	2008.3.28	まちづくりプラットフォーム有識者の確認 有識者有効活用意識調査(公務員対象)速報 有識者有効活用意識調査(市民対象)協議

地方自治体にオブザーバーとして中部地方整備局建設部都市整備課が参加し、2005年10月21日に第1回官学連携研究会が名古屋市で開催された⁽¹⁾。この研究会は中部7県のエリアを対象として有識者の有効活用を図るシステムを研究するための意見交換の場として設立されたものである。

大学関係者として著者および岐阜大学竹内伝史教授他数名が参加し、議題として2001年以来実施されてきた「中部7県における地方分権型都市計画の実態調査」の報告、中部7県の市町村職員を対象とする「都市計画における官学連携講習会⁽²⁾」の企画内容等が討議された。

2006年7月の第2回官学連携研究会以降、今日までの開催経緯と討議内容は表 - 1 に示すとおりである。

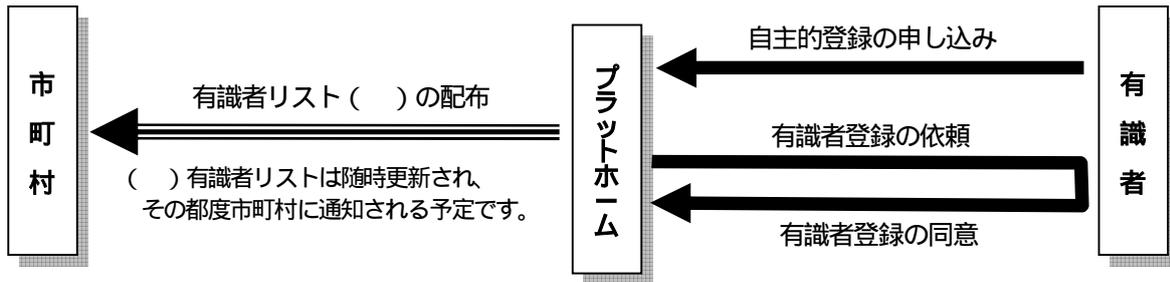
(3) まちづくりプラットフォームの運用開始

2007年10月から運用が開始されたまちづくりプラットフォームでは、図 - 1 に示すように、最初に有識者の登録を行う。この有識者には日本都市計画学会中部支部の会員である大学等の研究者で登録に同意した者のほか、各県政令市の退職者の中からも登録に同意した者が含まれている。

プラットフォームは、現時点で官学連携研究会に参加している7県と3政令市の都市計画部局およびまちづくり関係公益法人、日本都市計画学会中部支部で構成されている。この中の学会を除く行政機関が問合せ機関となっており、中部7県エリアの市町村は問合せ機関を通して、有識者の活用を行うこととなる。

事後評価が求められるまちづくり交付金事業においてこの制度の活用が期待されている。

【 有識者登録の流れ 】



【 有識者問い合わせの流れ 】

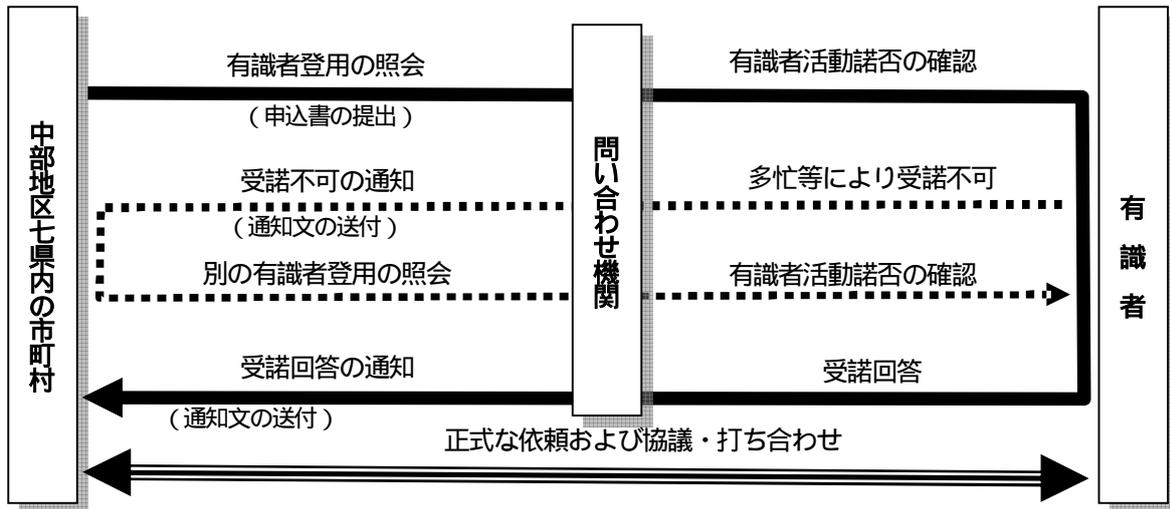


図 - 1 まちづくりプラットフォームの手続きの流れ

3. 有識者の活用に対する行政職員の認知

(1) 意識調査の概要

2007年10月から12月に、中部7県エリアにおいて、国土交通省北陸・中部・近畿地方整備局および県・政令市には複数の職員、市町村には各団体1名の職員を対象として「成熟社会の都市基盤整備における行政と有識者の連携のあり方に関する意識調査」を実施した。調査票の配布回収は印刷物による方法と電子媒体による方法で実施し、前者で262票、後で285票⁽³⁾を回収した。行政機関区別の回収状況は表 - 2 に示すとおりである。

調査項目は、都市基盤の整備水準や整備の優先順位に関する部分と、有識者の果たすべき役割に関する部分の二つに分けられる。本稿では、主として後者に関する調査結果を示すが、次節以降に示す内容は、選択肢を二つまで選べることとして回答を求めた結果である。

(2) 大学関係者の役割に対する認知

過去の大学関係者の役割についての認知では、「行政の進め方に対する相談役(アドバイザー)」が40.8%を占め、「行政評価を行う等の第三者機関」が19.5%、「法律や要綱等の規定により定められている専門家」が18.1%と続き、「住民と行政の双方の意見調整役」と「新たな制度や事業を創設するためのクリエイター」は各々10.9%と8.7%であった。これに対し、今後の役割では、上位三つの役割に対する期待が減少し、下位二つ

表 - 2 意識調査票の配布回収状況

区分	団体数	回収数	配布数	回収率
国	3	26	28	93%
県	7	234	286	82%
政令市	3	115	120	96%
市町村	172	172	194	89%
合計	185	547	628	87%

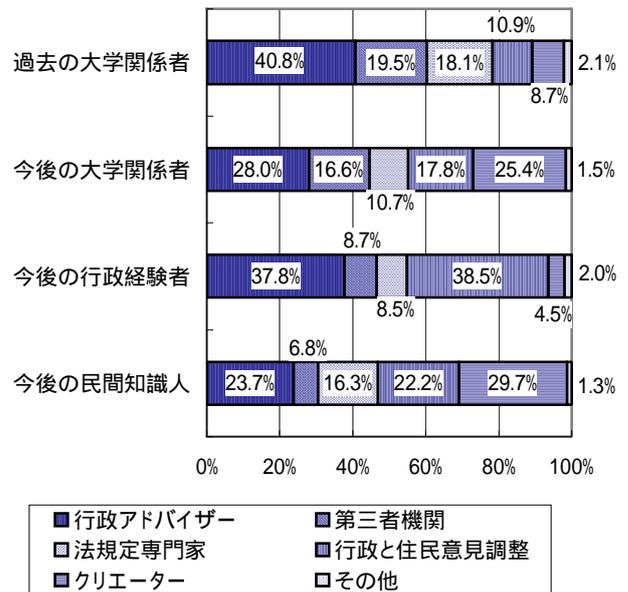


図 2 有識者の役割に対する認知の比較

の役割に対する期待が増加している。このことは住民参加や新たな制度創設など、地方分権の推進において大学関係者に対する期待が大きいことを示しているといえる。

(3) 行政経験者(OB)の役割に対する認知

都市基盤整備に関する行政の実務経験を有する退職者で優れた見識を有する行政経験者に対する期待では「住民と行政の双方の意見調整役」と「行政の進め方に対する相談役(アドバイザー)」がともに4割近くを占めている。行政経験者のもつ優れた見識を活用した行政支援に期待する意向が強いが、第三者機関や法規定専門家としての役割に対する期待もあり、大量の退職者が想定される団塊世代を幅広い分野で活用したいとの意向が窺える。

(4) 民間知識人(コンサルタント等)の役割に対する認知

都市基盤整備に関する民間の実務経験をもち優れた見識を有する者に対する期待では「新たな制度や事業を創設するためのクリエイター」が29.7%を占め、今後の大学関係者に対する25.4%を上回った。また「住民と行政の双方の意見調整役」の期待度29.7%は行政経験者に対する38.5%には及ばないが、今後の大学関係者に対する17.8%を上回った。さらに「法律や要綱等の規定により定められている専門家」においても今後の大学関係者に対する10.7%を上回る16.3%となっており、民間知識人のもつ創造力や知識に対する大きな期待が窺える。

(5) 行政担当者の取り組み方に対する認知

これからの都市基盤整備における行政と住民の関係についての行政担当者の認知は、国、県、政令市、市町村の職員間で異なっている。「住民が要求できるように行政側がサポートし、住民が提案した整備計画を実施」では、市町村の回答率が最も高く14.1%であった。次に「住民の要求に対し、行政側の考え方を説明したうえで住民の合意による整備計画を実施」では県(37.8%)と市町村(37.7%)がほぼ同じで政令市(33.2%)がこれらを下回ったのに対し、「住民の要望を受け、行政側の考え方に理解を求めたうえで、行政側の判断で優先順位をつけた整備計画を実施」では、政令市(25.1%)が県(19.7%)や市町村(18.5%)を上回った。「行政側の考え方を住民に説明し、住民の合意による整備計画を実施」や「行政側の責任において、行政側が策定した整備計画を実施」などの行政主導型では、政令市(31.6%)、県(29.9%)、市町村(29.7%)に大きな相違がみられない中で、国(38.1%)がこれらを上回る結果となった。

全体的な傾向では、住民提案や住民要求に対して住民に最も身近な存在とされている市町村職員の認知が高く、逆に行政の主導性に対しては全国的なバランスを重視する国の職員の認知が高いという結果となったが、こうした市町村職員の意向においては有識者の支援が前提となっていることに留意する必要があるだろう。

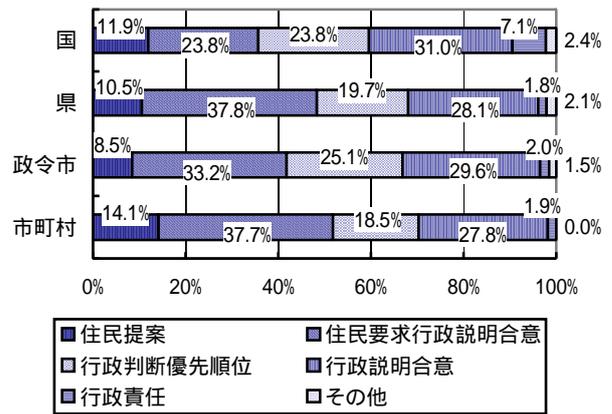


図 3 行政担当者の取り組み方に対する認知

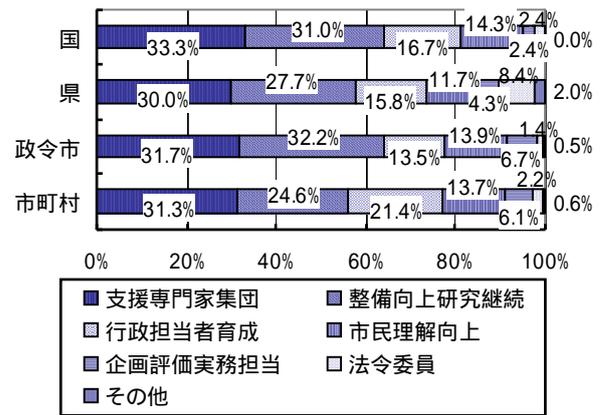


図 4 学術団体に対する期待

(6) 学術団体に対する認知

これからの都市基盤整備において学術団体⁽⁴⁾が果たすべき役割についての認知においても、僅かながら国、県、政令市、市町村の職員間で相違がみられる。「行政の求めに応じて都市基盤整備行政を支援する専門家集団としての役割」の回答率が政令市を除いて最も高く、次が「都市基盤の整備水準向上に寄与する研究を継続的に実施する役割」、続いて「都市基盤整備を担当する行政担当者の育成を図る役割」の順となっている。行政機関区分別にみると「都市基盤整備を担当する行政担当者の育成を図る役割」については市町村の回答率(21.4%)が国(16.7%)、県(15.8%)、政令市(13.5%)より高く、「都市計画関係法令に基づく委員等を務める役割」では県の回答率(8.4%)が国(2.4%)、市町村(2.2%)、政令市(1.4%)より高くなっている。

市町村が学術団体に対して担当者を育成する役割に期待していることは、本稿で提示している「まちづくりプラットフォーム」における学識者の役割の一つとして確認しておく必要がある。また、県が法令等に基づく委員としての役割を重視していることは、県の組織における委員選任に留まらず、市町村の組織の委員選任に対する斡旋や助言を行っていることも背景にあるのではないかと考えられる。「まちづくりプラットフォーム」において、問合せ機関を県の都市計画部局および外郭団体とすることの有効性が示唆されたのではないかと考えられる。

4. 有識者有効活用システムの方向性と課題

(1) 方向性

行政職員に対する有識者の活用に関する意識調査結果を総合すると、有識者活用の方向性は次のようにまとめられる。

大学関係者に期待される役割は、これまでは行政アドバイザーや第三者機関といった行政に対する直接的支援が中心であったが、これからは住民と行政の双方の意見調整や新たな制度・事業の創設といった調整力や創造力に対する支援が求められている。

行政経験者(OB)に期待される役割は、行政アドバイザーとして、あるいは住民と行政の双方の意見を調整する場における支援が中心であるが、第三者機関や法律に規定される専門家としても活躍が期待されている。

民間知識人に対しては、新たな制度や事業の創設といった創造力の分野や法律に規定される専門家としての支援が大学関係者と同様に求められている。

学術団体に対しては、行政の求めに応じて都市基盤整備行政を支援することが求められているが、行政担当者の育成を市町村が期待していることや、法令に基づく委員を県が期待していることも、学術団体の行政支援において配慮する必要がある。

(2) 今後の課題

本稿で提示している「まちづくりプラットフォーム」での有識者活用は始まったばかりであるが、今後の有識者活用にあたっての課題を指摘しておきたい。

国立大学の独立行政法人化や少子化に伴う大学全入時代の到来など、大学関係者を取り巻く状況は益々厳しさを増す中で、大学に求められる社会貢献のニーズに適切に対応するためには、大学人個人の意識醸成はもとより大学側における体制作りなどのバックアップも重要である。

民間知識人や企業(コンサルタント等)に再就職している行政経験者の活用を図る場合には、企業活動とは切り離して活動することを求めるなど、公共的中立的な活動に留意するよう求める必要がある。

有識者の選定にあたって、基本的には有識者の専門分野を考慮して候補者と交渉することとなるが、候補者が多忙であったり候補者が少なかったりするなど、様々な事情から専門分野を特定することなく有識者としての活動を依頼する場合も想定されることから、有識者に求める知識や役割を標準化して、有識者の個人差による偏りを少なくする工夫も求められる。

現時点では有識者への謝金や旅費などの支給については、有識者の活用を希望する機関と有識者との直接交渉に委ねているが、一定のガイドラインを策定しておくことは有意義であると思われる。また、有識者活用の際には、学術団体と国や県とが協働して市町村を財政的に支援できるような方策についても、今後検討していくことが求められる。

5. おわりに

本稿では、中部7県を事例地域として運用を開始した有識者活用のための官学連携ネットワーク「まちづくりプラットフォーム」の設立経緯と、中部7県の行政職員を対象とした有識者活用のための意識調査結果を考察し、有識者有効活用システム構築の方向性と課題を提示した。しかしながら、それらは行政職員の意識調査結果のみに基づく考察であることから、前述の方向性で示されたような住民と行政の双方の意見を調整する場合の留意点については十分な考察を行ったとはいえ、住民の意識調査結果を用いた考察を加えることが必要である。筆者らは引き続き同様の設問による意識調査を一般住民対象⁵⁾として実施することとしている。

さらに、本稿で提示したシステムの方向性と課題については今後のシステム活用実績を用いて検証するとともに、新たに生じる可能性のある問題点についても考察を重ねることが課題として残されている。

謝辞

本研究に用いた行政職員を対象とした意識調査の実施にあたり、国土交通省北陸・中部・近畿地方整備局、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市および中部7県管内市町村の職員の方々には、多大なるご協力をいただいた。ここに記して深甚なる謝意を表するものである。

なお、本研究は科学研究費補助金による研究「成熟社会における社会資本整備の方向性と制度改革」の一部として実施されたものである。

参考文献

- 1) 加藤哲男：「社会基盤整備に対する受益者の参加形態に関する考察」土木計画学研究・講演集No.33 (CD-ROM版)，2006.11

補注

- (1) 正式名称は「都市計画行政における官学連携研究会」である。第1回・第6回研究会の参加県は6県2政令市であった。第5回から新たに政令指定市になった浜松市が参加している。
- (2) この講習会は「市町村都市計画行政セミナー」として2006年1月13日に愛知県芸術文化センター会議室で開催され、86自治体から124名が参加した。
- (3) 電子媒体で実施したのは富山県、静岡県、愛知県、静岡市、浜松市である。
- (4) 意識調査票には「日本都市計画学会」という具体的な名称を記載した。これは、調査主体として(社)日本都市計画学会都市計画専門家の人材活用研究分科会を明記したことによる。
- (5) 一般住民対象の意識調査は2008年4月から5月にかけて、中部7県エリアにおいて実施されている。